

第5章 引渡受託者が取り組むべき事項

1. 充填回収業者への委託確認書の回付及び写しの保存

法第43条

- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条第一項及び第百五条において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。
- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前2項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

施行規則

(第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付)

第37条 法第43条第6項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第43条第4項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

(第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項)

第38条 法第43条第6項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の回付年月日
- 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間)

第39条 法第43条第7項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の充填回収業者への引渡しの委託を受けた者は、フロン排出抑制法上の第一種フロン類引渡受託者として、フロン類の充填回収業者への引渡し、委託確認書の充填回収業者への回付、委託確認書の写しの保存等の責務を負う。

【解説】

空調設備工事業者が第一種特定製品の機器の入替えて管理者からフロン類が充填された古い機器の廃棄を依頼された場合や、建物解体工事において建築物に設置された第一種特定製品に充填されたフロン類の引渡しも含めて解体工事を請け負った場合などにおいて、空調設備工事業者や解体工事元請業者は引渡受託者となる。

引渡受託者は、廃棄等実施者から委託確認書の交付を受け、フロン類の引渡しを受託する。当該フロン類を充填回収業者に引き渡すときは、廃棄等実施者から交付された委託確認書に必要事項を記載した上で充填回収業者に回付するとともに、当該委託確認書の写しを3年間保存しなければならない。

2. 再委託について承諾する旨を記載した書面の被交付、保存及び回付

法第43条 1～3 (略)

- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前2項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

施行規則

(再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項)

第33条 法第43条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 五 承諾の年月日
- 六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第35条第1号及び第36条第1号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

(再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間)

第34条 法第43条第4項の主務省令で定める期間は、3年とする。

(第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付)

第35条 法第43条第5項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第43条第4項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

(第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項)

第36条 法第43条第5項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

(第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間)

第39条 法第43条第7項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

引渡受託者が充填回収業者へのフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、あらかじめ廃棄等実施者から再委託承諾書の交付を受ける必要がある。再委託におけるフロン類の引渡しに際しては、廃棄等実施者から交付された委託確認書に再委託承諾書の写しを添付し回付する。回付した委託確認書の写し及び再委託承諾書は3年間保存しなくてはならない。

【解説】

第一種フロン類引渡受託者は、第一種特定製品廃棄等実施者から受託したフロン類の引渡しを、他の者に再委託しようとする場合(当該第一種特定製品の運搬のみを委託する場合を除く。)には、あらかじめ、第一種特定製品廃棄等実施者に対して引渡しの再委託先の氏名又は名称及び住所を明らかにし、第一種特定製品廃棄等実施者から再委託について承諾する旨が記載された書面(要記載事項は表 36)の交付を受け、その書面を3年間保存しなければならない。

表 36 再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 承諾の年月日
- 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第 35 条第 1 号及び第 36 条第 1 号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

また、第一種フロン類引渡受託者は、フロン類の引渡しの再委託の契約を締結したときは、遅滞なく、以下の方法により委託確認書を回付する必要がある。また、回付した委託確認書の写しを3年間保存しなくてはならない。

- 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 法第 43 条第 4 項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

なお、回付する委託確認書に記載する必要がある事項は表 37 の通り。

表 37 第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項

- 引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 委託確認書の回付年月日

3. 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書の写しの保存

法第 45 条

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第 2 項の規定による引取証明書の写しの交付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

施行規則

(第一種フロン類充填回収業者の引取証明書の写しの保存期間)

第 43 条 法第 45 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3年とする。

(第一種フロン類充填回収業者等の引取証明書等の保存期間)
 第48条 第43条の規定は、法第45条第2項、第3項及び第5項の主務省令で定める期間について準用する。

【概要】

充填回収業者が引渡受託者からフロン類を引き取った場合、充填回収業者から引渡受託者に引取証明書の写しが交付される。引渡受託者は交付された引取証明書の写しを3年間保存しなくてはならない。

【解説】

引渡受託者が委託確認書とともにフロン類を充填回収業者に引き渡し、当該フロン類を充填回収業者が引き取った場合には、充填回収業者から引渡受託者に引取証明書の写しが交付される。フロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、再委託を受託し、充填回収業者にフロン類を引き渡した引渡受託者に引取証明書の写しが交付される。交付された引取証明書の写しは3年間保存する必要がある。

なお、図15のケースのように、解体元請業者が廃棄等実施者から解体工事とともにフロン類の回収の委託を請け負い、解体元請業者(一次の引渡受託者)が下請業者にフロン類の引渡しの再委託を行うケースにおいては、充填回収業者から下請業者に引取証明書の写しが交付される。この場合に解体元請業者が引取等実施者に機器の引取り等を依頼する際に引取証明書の写しが必要になることから、こうしたケースにおいては、二次の引渡受託者から、委託元である一次の引渡受託者に引取証明書の写しを渡す必要がある。

図15

